

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の 実施に関する調査研究協力者会議

平成 27 年 6 月 8 日
文部科学事務次官決定

1. 趣旨

平成 25 年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）において、主務大臣は、所管する事業者が適切に対応するための対応指針の策定を義務付けられており、また、その際にはあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされている。

文部科学省が所管する事業者のための対応指針を策定するに当たり、その内容に関する具体的な検討に資するとともに、障害者その他の関係者の意見を適切に反映させるため、また、障害者差別解消法への対応に関するその他の事項について意見を聴取するため、本協力者会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 障害者差別解消法の対応指針について検討を行う。
- (2) 文部科学省の求めに応じ、障害者差別解消法への対応に関する事項について意見を述べるができる。

3. 実施方法

- (1) 別紙の調査研究協力者の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 期間

平成 27 年 6 月 8 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5. 公開等の取扱い

この会議の議事及び資料は、原則として公開とする。ただし、個人情報を含む事項等について、主査が非公開とすることが適当と認める場合は、会議の合意を得た上で非公開とすることができる。

6. その他

- (1) この会議に関する庶務は、初等中等教育局特別支援教育課において行う。
- (2) その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の
実施に関する調査研究協力者

【50音順】

東 重満	学校法人東学園 美晴幼稚園長
阿部 謙策	葛飾区立梅田小学校長
市川 宏伸	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク理事長
大日方 邦子	株式会社 電通パブリックリレーションズ シニア・コンサルタント、パラリンピアン
笠原 陽子	神奈川県教育委員会教育監
柏倉 秀克	日本福祉大学教授
神永 芳子	一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会会長
北住 映二	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会理事
木村 修二	学校法人武蔵野東学園 武蔵野東小学校長
工藤 正一	日本盲人会連合情報部長
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会会長
瀨瀬 政昭	岐阜県白川町教育長
小中 栄一	一般財団法人 全日本ろうあ連盟副理事長
小宮 恭子	大田区立志茂田小学校長
近藤 武夫	東京大学准教授
柘植 雅義	筑波大学教授

東條 裕志	特定非営利活動法人 全国LD親の会理事長
本郷 寛	東京藝術大学教授
中澤 恵江	学校法人横浜訓盲学院 横浜訓盲学院学院長
宮崎 英憲	東洋大学参与
横倉 久	東京都立大塚ろう学校長

<オブザーバー>

藤本 裕人	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 教育支援部上席総括研究員
-------	--------------------------------------